

長岡の 市民活動を 応援します

令和5年度

会員や
協力者を
増やしたい

社会課題の
認知度を
高めたい

活動の
フィールドを
整備したい

ノウハウや
ツールを得て
活動範囲を
広げたい

対象事業

市民活動団体が令和5年度中に実施する **公益的な事業**

補助率

補助対象経費の **10万円までは100%**
10万円を超える部分は80%

（上限50万円、所定の要件を満たす事業は100万円）

申請期間

令和5年4月1日から **令和6年1月4日まで**

お問合せ
申請窓口



ながおか市民協働センター

長岡市大手通1丁目4番地10 アオーレ長岡西棟3階

☎0258-39-2020 📠0258-39-2900

✉contact@nagaokakyodo.net <https://nkyod.org>



申請から補助金支払いまでの流れ

事前相談

事業実施の3か月前

ながおか市民協働センターに御相談ください。Zoom等、オンラインでの対応も可能です。

申請

事業実施の2か月前（緊急的に実施する事業は随時受付）

補助金交付申請書をながおか市民協働センターに御提出ください。

審査

毎月開催

外部審査員が多角的な視点で毎月審査を行います。また、審査の結果、不採択や減額採択、条件付き採択となることがあります。

結果通知

審査を行った月の月末頃

長岡市市民協働課から審査結果を郵送します。

事業実施

事業内容の大幅な変更や、事業が実施できなかった場合は、補助金交付決定の一部又は全部を取り消すことがあります。

実績報告

事業終了後1か月以内

実績報告書を長岡市市民協働課に提出してください。後日、確定通知書を送付します。

補助金交付

請求書受理後3週間程度

請求書を長岡市市民協働課に御提出ください。概ね3週間後に団体の口座に補助金を振り込みます。（先払いも可能です）

注意事項

① 次の事業・経費は補助対象外となります。

補助対象外となる事業

- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 特定の政党や宗教に関する事業
- ・ 国・県・市から補助や委託を受ける事業
- ・ 特定の事業の反対運動を目的とする事業
- ・ 事業効果が本市の区域外で生じる事業
- ・ 定例的に開催している事業

補助対象外となる経費

- ・ 団体の運営に関する経費（会員の人件費、会員間の通信費、会報の印刷等）
- ・ 参加者に還元される経費（トロフィー等の賞品、ノベルティグッズ等）
- ・ 公益的な活動を伴わない経費（会員に配布する記念誌、会員の研修等）

② 過去に本補助金の交付を受けている団体が同種の事業を申請する場合は、前回事業の実績や発展性を考慮して審査を行います。

③ 事業成果は、長岡市及びながおか市民協働センターのホームページ、広報物に掲載するほか、実績報告会等で発表していただくことがあります。

④ 申請期間内であっても、申請額が予算に達し次第、受付を終了します。